

ほ装工事について、下記のとおり一般競争入札(事後審査型)を行うので公告する。

令和6年4月24日

羽生市長 河田 晃 明

記

1 入札対象工事

- | | | |
|-------------|---------------------|------|
| (1) 工 事 名 | 令和6年度道路維持修繕工事(単価契約) | |
| (2) 工 事 場 所 | 羽生市内 | |
| (3) 工 事 期 間 | 契約確定の日から令和7年3月31日まで | |
| (4) 工 事 概 要 | 道路維持修繕 | 87項目 |
| | 舗装工 | 37項目 |
| | 道路土工 | 48項目 |
| | その他 | 2項目 |

- (5) 予定価格等 事後公表

2 入札手続等の方法

- (1) 羽生市電子入札における建設工事一般競争入札(事後審査型)執行要綱に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。
なお、電子入札システムに係る運用については、この公告に定める以外は羽生市公共工事等電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)による。
- (2) 当該入札に参加する者で紙入札を希望する場合には、運用基準7-1に定める紙入札方式参加申請書(様式1)を提出し、承認を受けなければならない。

3 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

4 入札の特定条件

- (1) 発注者が契約時に定めた執行予定額まで発注しなくても受注者は異議なく工事を履行しなければならない。
- (2) 工事は発注者の発行する工事発注書に基づき受注者は請書を提出し、すみやかに工事に着手しなければならない。ただし、事故又は災害防止等のため臨機の措置を執る必要がある場合は、受注者は発注者の書面又は口頭による指示により、すみやかに工事に着手しなければならない。

5 入札に参加する者に必要な資格

次に挙げる、すべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 羽生市内に本店(建設業法による主たる営業所)を有し、令和5・6年度羽生市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿において、ほ装工事業を登録している者であること。
- (3) 令和5・6年度の羽生市競争入札参加資格審査結果におけるほ装工事業の格付が「A」の者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき適切な技術者を当該工事に配置できる者であること。
- (5) 本工事の公告日から入札日までの期間に、羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 羽生市税を滞納していない者であること。

6 設計図書等

設計図面、参考数量表、仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書等」という。)は、埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

7 入札参加の手続等

入札に参加を希望する者は、下に示す期間内に電子入札システムにより参加の申請をすること。

受付日時	令和6年4月24日(水)	9時から
	令和6年5月13日(月)	16時まで

8 設計図書等に関する質問

質問及び回答は、電子入札システムの質問回答機能により行う。設計図書等に関して質問がある場合は、下に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出し、その後必ず電話により質問した旨を企画財務部契約検査課契約係に連絡すること。なお、持参、電子メール等による質問は受付しない。

電子入札システムによる質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。

受付日時 令和6年4月24日(水) 9時から
令和6年5月7日(火) 16時まで
回答日時 令和6年5月9日(木) 17時までに電子入札システム上で掲示。

9 入札書の提出期間

令和6年5月14日(火) 9時から
令和6年5月16日(木) 13時30分まで

10 開札日時

令和6年5月16日(木) 14時10分

11 最低制限価格 設定する

12 入札保証金 免除

13 現場代理人の兼務 本工事は「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」による「兼務を認める対象工事」とする。

14 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者の数が1者以下であるときは、入札を執行しない。
- (2) 入札回数は2回までとする。
- (3) 本契約は、本工事に要する項目について単価契約を締結するものなので、埼玉県入札情報システムにより掲載する「単価内訳書」の工種ごとに諸経費を含む金額を見積り、その総額を入札書に記載する金額とすること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。
- (5) この入札に基づき落札した者と締結する本工事単価契約は、落札価格の110分の100の単価で契約を行い、当該契約に基づく発注の際に、契約単価に発注数量を乗じて得た額に10%を加算することとする。
- (6) 本工事単価契約の契約単価の算出方法については、入札額に埼玉県入札情報システムにより掲載する「単価内訳書」に記載された構成比を乗じ、1円未満の値を単価ごとに四捨五入した価格をもって契約単価とする。
- (7) 入札額と上記(6)で算出した契約単価の合計で差異が生じる場合、構成比の大きい契約単価から順に1円ずつ、差異がなくなるまで加除し、調整した値を契約単価とする。
- (8) その他入札執行に関し、この公告に定めのない事項は「羽生市競争入札参加者心得」及び「入札参加時の遵守事項」に準じる。
- (9) 「入札金額見積内訳書」の提出は無しとする。

15 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 中間前金払 無
- (3) 部分払 無

16 契約保証金 免除

17 関係書類の配布

- (1) 配布書類 この公告の写し等
- (2) 配布場所 埼玉県入札情報公開システム及び羽生市ホームページに掲載

18 契約条項等の閲覧

羽生市契約規則、羽生市建設工事標準請負契約約款、羽生市公共工事等電子入札運用基準、羽生市競争入札参加者心得及び入札参加時の遵守事項等については、羽生市ホームページ及び企画財務部契約検査課契約係において閲覧することができる。

19 落札者の決定

- (1) 入札後、落札候補者の参加資格を審査するため、落札決定を保留する。
- (2) 落札候補者となり落札候補者決定通知書を受けた者は、入札参加資格の有無の確認を受けるため、一般競争入札参加資格等確認申請書、その他の必要な資料(以下「確認資料」という。)を通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に電子メール又は持参により提出すること。
- (3) 落札候補者が入札参加資格審査の確認資料を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札を無効とする。
- (4) 審査の結果、入札参加資格を有していると確認したときは、落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を通知するものとする。

20 その他

- (1) 現場説明会は開催しない。
- (2) 建設業法施行令第27条第2項の専任の主任技術者の兼務を希望する場合の取扱いは「羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」による。ただし、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は「羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」の適用除外とする。
- (3) 営業所における専任の技術者及び経營業務の管理責任者の現場代理人及び主任技術者との兼務の取扱いについては、「入札参加時の遵守事項」に定めるとおりとする。
- (4) 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (5) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 問合せ先

企画財務部契約検査課契約係 電話番号 048-561-1121 (内線)324